

和化漢文資料における「然」字の使用について

— 靈驗記・仏教説話の用字法に注目して —

磯 貝 淳 一

はじめに

和化漢文資料においては、文頭に立つ「而」字が逆接の接続詞として使用されるのが一般的であるとされる。このことは、峰岸明氏が古記録を中心とした和化漢文資料の調査を通じて明らかにされたところである。斯かる用法において使用される漢字を和化漢文資料中に調査すると、全般に「而」が優勢であることが分かる。

しかし、時に以下に示すように類似の文脈において、或る資料では「然」の、或る資料では「而」の使用を見るものがある。

○後二人俱死同至閻魔王所、即令岐州沙彌坐黄金座甚以恭敬之、楊州比丘坐白銀座恭心不重、然二人俱有餘命、即以得蘇息、

(探要法花驗記・下16才8)

○其明朝、尼謂常住僧云、吾去夜可赴他界、而命尚存矣、邪

鬼欺吾歟、

(拾遺往生伝・第32話)

特に靈驗記の類においては、この「然」の使用率が「而」のそれを上回る。ことが知られるのである。

本稿では、和化漢文資料における用字法の差異の問題について、逆接の接続詞的用法における「然」字の使用を取り上げて考えてみたい。

一、和化漢文資料における「然」字の接続詞的用法

調査資料において「然」は以下のように使用されている。

1 接続詞的に使用される

A 単独で使用

a 順接接続

①此女昔汝家御炊也、然汝殿一聖人來受施、汝有普願置一俵

米・・・此女乍供僧後誇形醜、(注好選・中30才3)

② 權大夫參詣六波羅寺值遇講筵、然車前有兩三尼、(探要法花驗記・上28ウ1)

③ 右鬱望之處幸投恩簡幸甚々々、然所召微牛雖恥爾粟隨命奉之、(雲州往來・43ウ2)

「然」が順接の接続詞的に使用される場合、前件を受けて後件に続ける働きを担う。また「さて」という意味で話を起す役割を担う。探要法花驗記の加用例を確認すると、

○記善一惡等之人見其作一法、尤可畏一怖、然傍有貴一僧(探要法花驗記・上23ウ2)

○則出雲林院行大一宮大路、然於大垣邊有-not例之人、(探要法花驗記・下3才1)

のように、これらを「シカルニ」と訓じていることが分かる。

b 逆接続

④ 剃除頭染衣、削跡深山、避色遁世、護心戒律、然妻妾在側、忽然捨難、(大日本国法華經驗記・第104話)

⑤ 暴風頻吹逆浪成山不能船浮、事依火急乘船渡河、衆人見者莫不恐歎、然僧都出船時、天童數十人捧船不沈水、(探要法花驗記・上15才4)

⑥ 普誓云、孟嘗君五月生、然無害、(東山往來・第1狀復)

「然」が逆接の用法を示す場合、前件を受けてこれと反対の事柄を述べる、もしくは前件において予想される事柄とは異なった結果が生じる意となる。この場合、
○問比丘云、汝尺種淨飯王子也、然何依得少食作虚妄之言耶。(注好選・中13才6)

のようによく「シカルニ」と訓読される。しかし、

○問比丘云、汝尺種淨飯王子也、然何依得少食作虚妄之言耶(金剛寺本注好選・中13才2)

の如く、「シカルヲ」と訓読される場合もある。

B 熟合して使用

a 順接続

⑦ 澡浴身垢、執佛手之縷、誦面善圓淨之文如昨日、然後北首右脇、如眠氣絶、(統本朝往生伝・第10話)

⑧ 當知此經是諸佛出世本懷衆生成佛之直道也、然則三世量功絶一代十箇譬喻德超四味、(探要法花驗記・上3ウ4)

⑨ 偏仕彌陀、久慕極樂、然間長承四年三月十八日、告弟子曰、(高野山往生伝・第10話)

「然後」「然則」「然間」の如く熟合して順接続の用法を担う。

b 逆接続

⑩ 年齡衰老月來病惱、然而其病不重行、(探要法花驗記・上13才12)

⑪ 閻魔法王引帳檢札云、依罪業深可遣地獄也、雖然此度脱罪延算還本國、(大日本国法華經驗記・第32話)

「然而」は専ら逆接の接続詞の用法を担う。

2 動詞として使用される

⑫ 五人取稻花以置敷上、供十方佛一人不然、(注好選・中10才2)

⑬若是鸞鳳群偏嫌鳥雀之類歟、其理可然々々

(雲州往来・2ウ1)

以上「然」の用法について概観を行った。これらの中、本稿で対象とするのは「1接続詞的使用される」場合である。当該用法を中心に調査資料全体における使用をまとめたのが以下の表1である。

逆接		順接					用法	資料
雖然	然而	然	然者	然間	然則	然後	然	
	10	3	1	1	2	1	7	注
8		7			1		2	大
6	5	17		5	2	1	15	探
1				6			2	高
	2				1	1		統
		4			1	1		東
4	15	3					1	雲
1	60		81	38	28		1	帥
4	12	4			4	1		後

*資料略称及び各資料の表記主体

注 注好選(仏)

大 大日本国法華経験記(仏)

探 探要法花験記(仏)

高 高野山往生伝(仏)

統 統本朝往生伝(俗)

東 東山往来(仏)

雲 雲州往来(俗)

帥 帥記(俗)

後 後二條師通記(俗)

この表は「然」字の接続詞的用法を順接接続と逆接接続とに分ち、用例数を計上したものである。

この中で、注目したいのが逆接接続の用法における単独の「然」の使用である。「然」の単独での接続詞的用法は、順接・逆接を通じて注好選・大日本国法華経験記・探要法花験記・雲州往来に認められる。その他、高野山往生伝・東山往来・帥記・後二條師通記にも例が存する。

漢字の有無は、当該字が表す語の有無に関わるのであって、このことが「然」の使用の偏りを直接的に示すものではない。しかし、当該字と類似の用法を持つ「而」の使用と比較することによって、より明確に使用差が看取される。

「而」は和化漢文資料とりわけ古記録において、「接続詞的用法は、専ら逆接接続の職能を果たし、接続助詞的用法は、専ら順接接続の職能を果たす」ことが峰岸明氏によって明ら

かにされている。⁵⁾つまり、先に提示した「然」の用法の内、
 「1 接続詞的に使用される A 単独で使用 b 逆接接続」の用法と重なる部分が存するわけである。以下の用例からも分かるように、いずれも「然」と類似の意味用法となつていることが確認されよう。

⑭ 龜語猿云汝聞吾妻任者也、而有腹痛、

(注好選・中39才3)

⑮ 右件男從竹馬之從時、住家中者也、而習丹青業以來、不致朝 夕之格勲、

(雲州往來・7ウ10)

⑯ 仰云、是乍居陣令奏歎、申道理參弓場殿可令奏也、而宿徳大臣乍座令奏候歎、

(帥記・康平8年8月3日)

表2 これらの使用を中心にもとめたものを表2に示す。

逆	順			接		用法	資料
	而	而間	而則	而後	而		
7					7	注	
7					4	大	
1						探	
4	2					高	
1					2	統	
15		23			17	東	
20					4	雲	
119						帥	
133				1		後	

先の表1と比較すると、逆接接続の用法において「然」「而」の両字の使用率に差異が認められることが分かる。当該用法の「然」の使用を百分率で計上すると、

探要法花験記^{94.4}・大日本国法華経験記^{50.0}・注好選^{30.0}・東山往來^{21.9}・雲州往來^{13.0}・後一條師通記^{2.9}・高野山往來^{0.0}・続本朝往來^{0.0}・帥記⁰

の如くである。「然」の使用率が低いものほど逆に「而」の使用率は高いことになる。ここで、表記主体に注目すると「然」の使用率が上位になつているのはいずれも仏家の手に成る資料である。これらの資料においては、「然」が中心的乃至ある程度の割合を持って使用されている。これに対して、俗家の手に成る資料では「而」が使用の大半を占めており、「然」の使用される割合は極めて低い。

以上の検討から、「然」「而」両字は、逆接の接続詞的用法において用法上の重なりを見せつつも、その使用において差異が存することが分かる。つまり仏・俗を通じて使用されているのは「而」であり、仏家の場合ある程度の割合で(靈験記の場合は高い割合で)「然」が使用されるというもののようである。

しかし、この検討のみでは表記主体の社会的属性の違いを背景とした用字法の差異が存していることを証明したことはならない。すなわち、以下の二点を考慮に入れて検討を重ねる必要がある。

I 注好選・大日本国法華経験記・探要法花験記は説話及び靈験記であつて、俗家の文章として取りたてた古記録類とは内容を大きく異にする。(表記主体の社会的属性の違いと言ふよりは資料の内容の違いに関わる問題ではないか)

Ⅱ先に「仏家の手に成るもの」とした資料のうち、注好選・探要法花験記は、中国出典の存する資料であつて、正格漢文の用字法に影響を受けていることが考えられる。(和化漢文資料の用字法として取り上げるべき問題であるか)以下、これら問題点の確認を行うこととする。

二、「然」字の使用差の意味

1 「平安遺文」における「然」「而」の使用

先ず、「平安遺文」に所収される文書類(長保三年1001(文永三年1113)を対象に検討を行う。当該資料は当時の日常実用文が網羅されており正格漢文との直接的な因果関係が存しない。また、表記主体の社会的属性が明確なものが多く仏・俗両者が共に作成している。以上の点から、先の問題の検討に適していると判断される。

「平安遺文」においては、逆接の接続詞的用法での「然」「而」両字の使用は表3・4のようになっている。

仏俗それぞれにおいて「然」の使用率を計上すると、仏家11.6%・俗家8.1%となる。この使用率は、先に計上したところの古往来類の数値に近くなっている。仏家が表記主体となる文書において「然」の使用率が僅かに高くなるものの、両者に顕著な使用の差異は認め難い。文書類は全体として「然」の使用率はさほど高くないものようである。このように見ると、先に提示した問題点の内Ⅰについては、「表記主

体の社会的属性の違いに関わる差異」というものを単純に認めることはできないということになる。

表3 「然」

合計	施入状	牒	勘注状	書状	申文	売券	請文	下文	宣旨	解	
20	0	0	1	0	3	2	3	4	1	8	仏
17	1	1	1	2	0	1	1	1	6	3	俗
37	1	1	1	2	3	3	4	5	6	11	計

表4 「而」

合計	申文	施入状	勘注状	書状	請文	下文	牒	売券	宣旨	解	
152	2	3	1	2	9	21	29	26	1	60	仏
194	2	1	4	4	8	14	8	21	58	74	俗
346	4	4	4	6	17	35	37	47	58	134	計

2 靈験記と往生伝とに見られる「然」使用の差異

先の調査で「然」の用字法に顕著な差異が認められた靈験記と古記録との間には、表記主体の社会的属性の違い以外に、日常実用の文章であるか否かという違いが存していた。続いて、この点と用字法の差異との関わりについて検討する。

表1において、往生伝には逆接の「然」の使用が見られなかった。往生伝は往生者の伝記であつて、日常実用の文章とは性格を異にする。ところが「然」の使用率が最も高かつた探要法花験記は、靈験記であり往生伝とは比較的近いジャンルに属する。この両者の「然」「而」に差異が存するのはどのような理由に拠るのであろうか。

往生伝が靈験記と深い関わりを有していることは、両者が出典を同じくする類話を持つことから知ることができる。靈験記である探要法花験記は、大日本国法華験記に取材した話を多く収載するが、同時に往生伝である拾遺往生伝も大日本国法華験記に拠つた話がある。これらの「然」の使用を比較すると、両者の使用が必ずしも一致しない事象が認められる。

①人皆曰是非業死、謗清淨聖人故蒙現罰也、僧都有急事從山科寺京上、然於淀河暴風頻吹逆浪成山不能船浮、事依火急乘船渡河、衆人見者莫不恐歎、然僧都出船時、天童數十人捧船不沈水、着彼岸竟天童還入河了、

(探要法花験記・上15オ2)

②皆人云、誹謗清淨人、故蒙現罰也云々、僧都有急事、俄以上洛矣、淀河泛、風波險、僧都一身乘船、衆人驚怖、于時天童十許人出於河中、捧船而渡、然後天童還入河中而失、

(拾遺往生伝・第6話)

③權大夫參詣六波羅密寺、值遇講筵、然車前有兩三尼、一流淚語曰、

(探要法花験記・上28ウ1)

④右京權大夫詣六波羅密寺、聽聞講演、車前有三尼、中有一尼、流淚謂云、

(拾遺往生伝・第15話)

探要法花験記と拾遺往生伝の同文的箇所(①と②及び③と④)を比較すると、前者は「然」を用いて接続を表現し、後者はこれを使用しないことが分かる。往生伝に「然」の使用率がさほど高くはなかつたことを考え合わせると、靈験記と往生伝は共に日常実用の文章ではなく、また仏教に関わる内容を持つ(時に類話が存する)という共通性を持ちつつも、用字法において必ずしも一致しない面が存していることが分かるのである。

ここで考えておく必要があるのは、往生伝が内容は仏教に関わるものであつても、その作者は俗家である儒者が中心であつたということである。靈験記を中心に見られる「逆接接続に「然」を使用する割合が高い用字法」が往生伝に見られない要因は、仏教的内容を俗家が作成しているというこの種の文章の成立に関わるように思われる。

以上の検討から(2)において指摘した問題点について、「然」の使用差は、日常実用に資する文章には認めがたいものであり、内容的に近い靈験記と往生伝にあつては、靈験記にのみ認められるものであることが分かる。このことから、斯かる用字法は、「表記主体が仏家であつて表記内容が靈験記・説話の類である場合に見られるもの」との想定を行うことができよう。

三、「然」字の使用と和化漢文資料

— 靈驗記とその出典との関わりから —

続いて、先に掲げたⅡの問題について、中国文献と和化漢文資料（靈驗記）との用字法の関わりから考えることとする。

探要法花驗記は中国・日本のそれぞれに出典を持ち、中国の部は法華伝記、日本の部は大日本国法華驗記に概ね拠っていることが知られる。そこでこれら二書において、出典とそれに基づく和化漢文資料という関係にある説話間で「然」の使用がいかになされているかを見ることとする。

まず、二書において殆ど同文と認められる説話は全42話存している。この中で探要法花驗記に接統詞の用法の「然」が使用されている部分（全15箇所）について比較を行った。以下に用例を挙げる。（①と②、③と④がそれぞれ類話）

① 日師昔在地獄受苦知否、其地獄業者或爲父母、爲主君殺害羊鵝鴨等、雖非自故思業、必應受報、又爲比丘威儀不調、犯用僧分、其罪無量、應墮地獄、然今以誦法華故、其罪銷盡、當生十方佛前、

（探要法花驗記・上20ウ1）

② 語吾言阿師昔有地獄定受業處、其地獄業者、父母爲君殺害猪羊鵝鴨等、雖非自殺、惡業故必應受報、又沙彌時犯用僧分、威儀不調、其罪無量、應墮地獄、今以誦法華故、其罪銷盡、生十方佛前、

（法華伝記・卷第6唐真寂寺釈慧生10）

③ 僧徹禪師者絳州南孤山之人也、曾行路之次即遇癡者、禪師

引之至山中、構居給食、令讀法華經、然本性頑鄙不識一字、句々雖授、更无可得、

（探要法花驗記・下24ウ2）

④ 釋僧徹、住絳州南孤山陷泉寺、昔行遇癡者在穴中、徹引至山中、爲鑿穴給食、令誦法華、素不識文字、加又頑鄙、句授之、終不辭倦、

（法華伝記・卷第5絳州陷泉寺釋僧徹9）

共に、探要法花驗記に存している「然」が出典である法華伝記には無いことが分かる。これは15例総てが同様であって、出典には存しない「然」が探要法花驗記において補われていると認められるのである。つまり探要法花驗記の場合、接統詞の用法の「然」は出典の影響下に無い独自の用法である蓋然性が高いことが分かる。

ここで、更に詳細に出典の法華伝記から和化漢文資料の探要法花驗記への変化について考えたい。探要法花驗記には、出典に存しない語を添加する例が多く認められる。この内、接統詞を添加する例が全91例存する。添加される接統詞の内訳は、「即32」「時18（含、于時1）」「然15」「又9」「則4」「於是4」「但3」「乃至2」「仍・及・或・故 各1」（算用数字は用例数）となっている。これらの内、逆接の接統詞の用法を担うのは「然」のみである。この用法に供するために、例えば類似の用法を有する「而」が用いられることは無い。このことから探要法花驗記においては、出典には存しない逆接の接統詞を添加する際に、専ら「然」を選択する用字意識が存していることが明らかになるのである。

以上の検討から、今回問題とした逆接の接続詞的用法の「然」字の使用について、その使用率が他資料に比して高くなるのは靈驗記を中心とする仏家の説話資料の特徴であること、またこの用字が必ずしも出典の影響下には無く、和化漢文資料独自のものと目されることが確認できた。

四、古辞書における「然」字の記載

最後に、古辞書における「然」の記載を確認する。

而シカモ 如シカモ之反シカリ 爾兒氏反 然如延反 喻如 俞云曳
シカリ 云一 巳上同

(前田本色葉字類抄・下77オ1)

然 如シカナリ 施シカナリ 反シツカナリ シツカナリ コタフ
ウク ウケタマハル シツカマリ

オシツカマリ ツカマリ カシ ラホシイマ
シツカマリ モネン

(観智院本類聚名義抄・仏下末504)

色葉字類抄・類聚名義抄共に「シカモ」の項において記載が見える。しかし、これは何れも順接の接続用法を担う接続詞であつて、今回検討してきたような「然」の逆接の用法に相当する語の記載は確認できないのである。この逆接の接続詞の表記として前田本色葉字類抄には、

而シカルヲ (前田本色葉字類抄・下78オ1)

が掲出される。このことは、特に「色葉字類抄」の所収語は、

その成立当時、即ち、院政期に使用された日常通行語で、この字書はそれら国語を漢字をもって「書くため」に利用すべき好個のものと見られている¹⁶⁾とされる色葉字類抄の所収語について、一つの特徴を明らかにするもののように思われる。これまでの考察と、「然」に対する逆接の和訓が色葉字類抄に確認されなかったことを考え合わせると、色葉字類抄が収載する当時の漢字と和訓との結び付きが、仏教説話・靈驗記の和化漢文資料におけるそれとは直接に重ならない実態が表出していると解し得るのではないかと考える。

むすび

平安時代後期の和化漢文資料において「然」字の逆接の接続詞的用法に使用差が存することを対象として、和化漢文資料における用字法の差異について考察を行った。

その結果、当該期の和化漢文資料では、逆接の接続詞的用法には仏家俗家ともに「而」字を使用することが確認された。「然」字については、基本的に仏家中心に使用が見られる漢字であつて、特に靈驗記において高い割合で使用されていることが明らかとなった。その中で、靈驗記には出典の影響を受けにくい独自の用字法が存していることを確認することができた。一漢字の一用法のみの検討からではあるが、当該期の和化漢文資料にあつては、仏家の靈驗記・説話において俗家とは異なる用字法が用いられていること、実用的な性格を有する文章においては仏俗の差異が認められないことが分かつ

た。

今回の考察では「然」字について、この使用がなぜ仏家の靈驗記や説話に多く見られるのかという問題については触れることができなかった。また、当該字が日本語の表記としてどのような和訓と結びついているのかという問題は検討しきれない部分を残した。今後これらの問題を含め、和化漢文資料内部における差異とそれを支える要因について、仏家の文章を中心に考えていきたい。

(注)

(1) 峰岸明「平安時代記録資料における「而」字の用法について―記録語研究の一方法―」(『国語学』第六二輯、昭和四〇年九月)

(2) 調査対象とした平安時代後期の和化漢文資料における「然而」の意味用法については、鈴木恵氏の論考に詳しい(『「然而」をめぐって』『鎌倉時代語研究』第六輯、昭和五八年五月)氏は、上代から平安時代後期にかけての和化漢文資料を通時的に検討し、寛平―延喜頃を境として、「然而」の意味用法が順接から逆接へと転化する様相を指摘している。

(3) 注好選は、編者が未詳である。但し、「寺家における小童の教育用として編集されたものか」(浅見和彦・小島孝之「解題・説話文学一〇〇選」小島氏解説、『別冊國文学今昔物語集宇治拾遺物語必携』一九八八年一月)との指摘

もあり、便宜上仏家側の資料として取り立てた。和化漢文資料の用字法を広く掃納することは、例えば社会的属性等から本資料の編者を考える際に資する面があると考える。

(4) 順接の場合にも資料による差異が認められるようである。注好選・大日本国法華経験記・探要法花験記・高野山往生伝には当該字の使用が認められ、後に指摘する逆接「然」の使用と同様に解釈することができそうである。このことは説話を展開する「さて」に当たる語がこの種の資料に用いられることと関わりとを考えられ、当該資料群の一特徴と目される。しかし、本稿では用字法の比較に主たる目的があるため、古記録類に用法自体が僅少であるこれら順接の用法を特に取り立てないこととした。

(5) 前掲注1論文。

(6) 表1・2から、逆接の接続詞的用法を単独で担う「然」「而」の合計における「然」の使用率を計上した。

(7) 実用文・非実用文という文章分類は、国語学的なアプローチに基づいて掃納されたものではなく、便宜上、文書・記録類を(日常)実用文、それ以外を「非実用文」と称したものである。今後、用字法等の研究成果をフィードバックし、枠を再構築していく必要がある。

(8) 表中の「0」は、用例が認められないもの。「1」は、文書自体が存在しないことを示す。

(9) この使用率は「然」字の使用が認められた文書の種類に限って「而」字の使用を調査したものである。未調査の文

書類にも「而」字は存しているのであって、これを計上すれば「平安遺文」における「然」字の使用率はさらに低くなる。

- (10) ただし「平安遺文」所収の文書において、僧侶の漢字使用に特徴が認められるという指摘はある。(山本真吾「平安・鎌倉時代に於ける副詞「たとひ」の漢字表記について」僧侶使用漢字の世界」、『三重大学日本語学』第一号、一九九〇年六月)

- (11) 靈驗記と往生伝とを比較して、用語・用字の違いが認められるという指摘は既に藤井俊博氏によって成されている。(「本朝法華驗記の語彙と表記」靈驗記・往生伝の文体をめぐって」、『京都橘女子大学研究紀要』第二十一号、一九九四年二月、『大日本国法華経驗記』の「矣」「焉」「也」「云々」、『大日本国法華経驗記校本・索引と研究』一九九六年二月)等。

- (12) 現存する主要な往生伝、日本往生極樂記・続本朝往生伝・拾遺往生伝・後拾遺往生伝・三外往生記・本朝新修往生伝・高野山往生伝の内、表記主体が仏家であるのは、高野山往生伝のみである。三外往生記も仏家の手に成るものの、表記主体である沙弥蓮禪は、保延元(1135)年の後まもなく出家したとされる(日本思想大系「往生伝法華驗記」解説、一九七四年九月による)。本資料の成立が保延五(1139)年からまもなくであろうと目される(前掲解説による)ことから考えると、純粹に仏家側の人物と認めるには難があ

ろう。

- (13) 「醍醐寺藏探要法華驗記」(馬淵和夫編、昭和六〇年一月)「解説」

- (14) 逆接の接続詞的用法の「然」だけではなく、順接の接続詞的用法も補われる例が認められる。15例には、これらを含め計上してある。注4において指摘した点と関わり、靈驗記の和化漢文資料の特徴として、今後考えたい問題である。

- (15) その概略をまとめると以下に示すようになる。

品	詞	
名	詞	64
指示代名	詞	19
動	詞	35
補助動	詞	1
形容	詞	4
副	詞	22
接	統詞	91
助	動詞	2
接	尾語	7
連	語	26
助	字	112
	文	26
	計	409

- (16) 前掲注1論文。峰岸氏は、「而」字と逆説接続の和訓との対応が類聚名義抄には見えず、色葉字類抄に見られることについて、両辞書の「読むため」と「書くため」という使用目的の相違を指摘している。

- (17) 前掲注1論文では、注16の指摘と関わって、色葉字類抄が「当時における日常一般の文章様式である変体漢文・漢字仮名交り文を書く際に利用すべき字書であることを図らずも露呈した一つの例である」と指摘される。今回の考察

は、この峰岸氏の指摘を別の角度から補強することになると考える。しかし、本稿における検討は、一漢字の用法のみを対象としたものである。この問題を考察するために色葉字類抄そのものを対象とし、周辺資料との比較を行う必要がある。今後の課題としたい。

〔調査資料・テキスト〕

- 東寺観智院本注好選（『古代説話集注好選（原本影印并釈文）』）○大日本国法華経験記（『大日本国法華経験記校本・索引と研究』）○醍醐寺藏探要法花験記（『醍醐寺藏探要法花験記』）○高野山往生伝（『往生伝 法華験記』日本思想大系⁷）○続本朝往生伝（『往生伝 法華験記』日本思想大系⁷）○東山往来（『日本教科書大系往来編』第一巻古往来（一））○雲州往来（『雲州往来享祿本研究と総索引』本文研究篇）○後二條師通記（大日本古記録『後二條師通記』一―三）○帥記（増補史料大成『権記二帥記』）○平安遺文（『平安遺文』）○拾遺往生伝（『往生伝 法華験記』日本思想大系⁷）○法華伝記（大正新脩『大蔵経』第五十一冊 史伝部三）
- *用例の引用に際しては、論旨に直接関わらない訓点等を省略した。また、理解に資するため私に読点を付した。訓点資料の加点を引用する場合には、資料に存するヲコト点を平仮名で、仮名点を片仮名で、読点・句点をそれぞれ「、」「。」で示した。

〔付記〕

本稿は、第二六回新潟大学教育学部国語国文学会（平成一年二月七日、於新潟大学）における口頭発表に基づいてまとめたものである。席上、鈴木恵先生をはじめ多くの方々から貴重な御教示を賜った。ここに記して感謝申し上げる。